

# 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の見直しについて (2019年4月)

## 1. 背景

- 保育所保育指針の改定（2017年3月告示、2018年4月適用）、アレルギー疾患対策に関する最新の知見や関係法令の制定等を踏まえ、保育所におけるアレルギー対応に関する取組状況等に留意し、有識者による検討会（※）において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2011年3月策定）」の見直しを検討

## 2. 主な内容

### <基本的な考え方>

子どもの健康と安全の確保に一層資するよう、保育の現場における保育士等による実用性に留意し、改善を図る。

### （１）医療の専門家ではない保育士等のアレルギー対応に関する理解の促進

- ・ ガイドライン全体を「基本編」と「実践編」の二部構成に再編、要点の明示や図表の活用など、構成や記載の工夫

### （２）アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応と関係機関との連携強化

- ・ 「保育所における各職員の役割」の明確化、「保育所と関係機関（医療、行政機関）との連携」に係る項目の新設
- ・ 「生活管理指導表（※）」の位置付けの明確化、関係機関（消防機関を含む）との情報共有等、記載内容の改善

※生活管理指導表: 保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

### （３）保育現場の状況、最新の知見、関係法令等を踏まえた取組の充実

- ・ 保育現場における「食物アレルギー対応（事故対応を含む）の重要性」を踏まえた構成や記載内容の改善・充実
- ・ 「緊急時の対応（「エピペン<sup>®</sup>」の使用）」「記録の重要性（事故防止の取組）」「災害への備え」「食育活動」等に係る記載充実
- ・ 「生活管理指導表」における個別疾患ごとの「病型・治療」や「保育所での生活上の留意点」に関する記載の改善

### ※保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの見直し検討会

2018年11月16日 第1回（見直しの方向性）

2019年2月6日 第2回（改訂素案）

（この間、パブリックコメントを実施）

2019年3月13日 第3回（改訂案）

### 【構成員】

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 今井 孝成  | （昭和大学医学部小児科学講座准教授、昭和大学病院小児医療センター長） |
| 北野 久美  | （社会福祉法人愛育会あけぼの愛育保育園 園長）            |
| 西間 三馨  | （独立行政法人国立病院機構福岡病院 名誉院長）            |
| ○平川 俊夫 | （公益社団法人日本医師会常任理事）                  |
| ○藤澤 隆夫 | （独立行政法人国立病院機構三重病院 院長）              |
| 宮本 里香  | （横浜市こども青少年局保育・教育人材課担当係長）           |
| 守屋 由美  | （大和市健康福祉部健康づくり推進課 係長）              |
| 渡邊 久美  | （目白大学看護学部 助教）                      |

◎座長 ○座長代理  
（五十音順、敬称略）

# 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

## <目 的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

## 第Ⅰ部：基本編

### 1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン<sup>®</sup>」使用）等

- （１）アレルギー疾患とは
- （２）保育所における基本的なアレルギー対応  
ア）基本原則 イ）生活管理指導表の活用  
ウ）主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- （３）緊急時の対応  
（アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン<sup>®</sup>」使用））

### 2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有 等

- （１）保育所における各職員の役割  
ア）施設長（管理者） イ）保育士  
ウ）調理担当者 エ）看護師 オ）栄養士
- （２）関係者の役割と関係機関との連携  
ア）医療関係者の役割  
イ）行政の役割と関係機関との連携

### 3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係 等

- （１）保育所における食事提供の原則  
（除去食の考え方等）  
・組織的対応、完全除去、安全配慮
- （２）誤食の防止  
・誤食の発生要因と対応  
・食育活動と誤食との関係

## 第Ⅱ部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

（１）食物アレルギー・アナフィラキシー （２）気管支ぜん息 （３）アトピー性皮膚炎 （４）アレルギー性結膜炎 （５）アレルギー性鼻炎

### 参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）  
緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）  
除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

### 参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

### 関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針 等